

対象中事業名 (所管部署名)	中事業の 評価結果	市の取組方針	平成 25 年度 当初予算額 (A)	平成 26 年度 当初予算案 (B)	増減額 (B-A)	主な増減理由
商店街振興事業 市民活動部 観光商工課	統合・再構築	統合・再構築	12,915 千円	13,354 千円	439 千円	(増額) 商店街街路灯等維持管理費補金 609 千円 (減額) 商店街活性化事業費補助金 ▲170 千円
中事業を構成する 個別事業	個別事業の 評価結果	市民事業評価において出された意見			取組内容	
① 商店街助成事業	再構築	<p>① 鎌倉市商店街連合会の運営費に対して補助金を支出しているが、支出金額の根拠を明確にすること。</p> <p>② 当該補助の成果として、現在の評価指標(店舗数)以外に、例えば売上や商店街の防犯、雰囲気向上という観点など、評価指標を設定すること。</p> <p>③ 消費者のライフスタイルや商店街の状況が変化している中、一定額の補助金を商店街連合会に出すことが、果たして商店街の活性化に効果的なのかを検証すること。</p>			<p>① 商店街連合会補助金は、運営費補助として、本市補助要綱により補助対象経費の 1/3 以内としています。支出金額の内訳については、事業成果の明確化に向けて、平成 26 年度の実績報告分に反映するよう、報告内容や記載のあり方を見直します。</p> <p>② 当該事業の指標は、商店街連合会が本市の商店会活動を支える組織であることや、地域活動を支える役割を担っている商店会の基盤が加盟店舗数に依る要素が大きいことから、構成員である商店会会員店舗数としています。今後、他の視点での補助効果の確認に向けて、毎年 8 月に実施している全商店会を対象としたアンケートを活用し、平成 26 年度中に新たな評価指標を定めます。</p> <p>③ 商店街連合会は、商店街のにぎわいの創出、防犯や地域コミュニティなどの各商店会活動を支援する組織であることから、補助事業は継続し、今後も活動を存続させていく必要があると考えています。支援に係る各商店会への効果は、短期間に確認できるものではないことから、毎年 8 月に実施している全商店会を対象としたアンケートの項目を見直し、中長期的な視野において、各商店会のビジョンや現状など、支援効果の把握を行います。</p>	
② 商店街振興事業	再構築	<p>④ 商店街街路灯等維持管理費補助金の支出に関し、街路灯の LED 化は初期投資に多くの費用が掛かる反面、ある時点を超えれば維持管理が割安になるということを対象者に対して明確に示していくこと。</p> <p>⑤ 街路灯の LED 化を進めるのであれば、必要な照度を計測するなど、周辺環境を調査したうえで良いものを作るべきであり、それには市が主導で関わるべき。また、安全性や清潔感のある商店街づくりのため、外部のブレーンの活用も検討すること。</p> <p>⑥ 一律に事業費の 1/2 の額を補助しているのは、放漫な商店街ほど多くの補助金を受けているようにも見えることから、独自の経営努力や創意工夫をしている商店街には、より充実した補助を行う仕組み(運営補助など)となるよう検討すること。</p>			<p>④ LED 化推進にあたっては、毎年実施している商店会アンケートを活用し、改修による電気料の負担軽減効果をわかりやすく説明してまいります。なお、LED 化については、全てを一度に行うことは街路灯の設置規模から困難であり、平成 27 年度以降も、継続して取り組んでまいります。</p> <p>⑤ 街路灯の設置管理は、安全・安心な生活環境を確保する観点から、各商店会が地域の実状に合わせ、自己負担を勘案し、地域住民の合意を得たうえで、必要な照度、数を確保しているものであり、行政主導で照度や数を決めていくことは、住民のまちづくりへの関心や意欲の低下を招く恐れがあることから、適切ではないと考えています。そのため、LED 化推進については、現行の取り組みを継続するとともに、外部ブレーンとしては、必要に応じて商店街アドバイザーを活用します。</p> <p>⑥ 商店街街路灯については、LED 化に向けて、設置・改修に係る制度「商業振興共同施設設置費補助金交付要綱」を平成 25 年 7 月 3 日に改定し、改修に係る補助限度額を引き上げたため、独自の努力により LED 化への改修を進めた商店会には、補助金が多く受けられる仕組みとなっています。また、電気量全体が軽減されることにより、「商店街街路灯等維持管理費補助金」に係る自己負担分についても、軽減される効果が期待できることから、今後の動向を注視し、LED 化推進に取り組んでまいります。</p>	

対象中事業名 (所管部署名)	中事業の 評価結果	市の取組方針	平成 25 年度 当初予算額 (A)	平成 26 年度 当初予算案 (B)	増減額 (B-A)	主な増減理由
公園維持管理事業 (都市整備部 公園課)	統合・再構築	統合・再構築	288,839 千円	278,687 千円	▲10,152 千円	(増額) 指定管理料 5,760 千円 (減額) 維持修繕費 ▲2,567 千円 長寿命化計画策定委託料 ▲10,000 千円 梶原六本松公園賃借料 ▲1,797 千円 指定管理者リスク分担金(下水道使 用料等増分) ▲1,587 千円
中事業を構成する 個別事業	個別事業の 評価結果	市民事業評価において出された意見			取組内容	
① 都市公園 (笹田公園) 指定管理事業	現状維持	<p>① 特に多目的広場を無料としていることについて、団体が予約利用している点を踏まえ、受益者負担という観点から利用料金のあり方について検討すること。</p> <p>② 現在は、指定管理者制度を導入することによって経費を削減する努力がなされている一方、売却による民営化の可能性について検討すること。</p> <p>③ 笹田公園のテニスコートが有料である理由として、コートの整備に要する経費を挙げているが、市民としては、コートの質に関する差異をそれほど感じていない可能性もあることから、市内に無料の公設テニスコートがあることを踏まえ、利用料金の徴収の可否について検討すること。</p> <p>④ 次年度の指定管理替えに向け結果的に応募が1社となったことについて、事業者側から見ると事業の自由度がないと感じているのではないかと推測されるため、将来的には応募者数が増えるような取り組みを進めること。</p>			<p>① 多目的広場は、あらゆるスポーツ、レクリエーションの普及を図るために開放している広場で、自由使用を原則としています。グラウンドも特定のスポーツに特化した整備はしておらず、市内にある他の多目的広場も同じ位置付けであることから、料金の徴収は考えていません。</p> <p>② 笹田公園は、都市公園法第 16 条の規定によりみだりに廃止することができません。従いまして、財産譲渡を伴う民営化は不可能です。</p> <p>③-1 笹田公園のテニスコートは、公式の大会にも耐え得るよう維持管理を行っています。その対価として利用料を徴収し、その収入は公園の維持管理費に充当されています。従いまして、無料開放は考えていません。(公園課)</p> <p>③-2 現在無料開放しているテニスコートは、国立学校の所有物を借用したうえで開放しており、授業やクラブ活動による使用が優先され、利用時間が限定的であること、また、必要最小限の維持管理のみ実施していることなどを勘案し、無料開放しているものです。(スポーツ課)</p> <p>④ 運動施設は、その利用目的が限定されているため自主事業の発展性に限界はありますが、現在も指定管理者による公園内での弁当販売を許可するなど、自主事業を展開しやすい環境づくりに努めているところであり、施設の目的外利用の可能性や、民間事業者が自主事業を展開しやすい環境を整える方を模索していきたいと考えています。</p>	
② 都市公園 (笹田公園を除く) 指定管理等事業	再構築	<p>⑤ プロポーザル方式による事業者選定を実施しているが、結果的に競争性が働いていないことを受け、将来的に応募者数が増えるような取り組みを進めること。</p> <p>⑥ 都市公園や児童公園等について 3,200 万円ほどの賃借料の削減の可能性について検討すること。</p> <p>⑦ 財団法人鎌倉市公園協会と公園愛護会の関係について、適正な役割分担がなされているかを再点検すること。</p>			<p>⑤ 事業そのものに収益性が低く、民間事業者の参入メリットがないことは事実です。収益を上げるには自主事業によるところが大きく、民間事業者が事業展開しやすい環境を整える方を模索していきたいと考えています。</p> <p>⑥ 借地料については、近隣他市の情勢を踏まえ、固定資産税と都市計画税の合計額の 2~2.8 倍で土地所有者との協議によって決定しており、値下げは困難と思われます。また、児童遊園については、ボール遊び等、街区公園で制約されているニーズに応えるために開放しているものであり、その存在価値は大きいものと考えています。</p> <p>⑦ 公園愛護会には、定期的な清掃、草取り等の軽作業と施設の不具合等の報告を求めています。樹木の剪定、施設の修繕は公園協会の役割です。また、年 2 回、連絡協議会を実施し、愛護団体に緑化技術の指導や優秀な取り組みに対する表彰を行っており、今後も適正な役割分担に努めていきます。</p>	

対象中事業名 (所管部署名)	中事業の 評価結果	市の取組方針	平成 25 年度 当初予算額 (A)	平成 26 年度 当初予算案 (B)	増減額 (B-A)	主な増減理由
広報事業 (経営企画部 秘書広報課)	統合・再構築	統合・再構築	73,718 千円	71,350 千円	▲2,368 千円	(増額) ホームページ改修業務委託料 2,646 千円 ホームページ嘱託員 1 名増 1,188 千円 備品購入費 1,140 千円 (減額) JCN委託料 ▲6,420 千円 広報紙嘱託員 1 名減 ▲1,296 千円
中事業を構成する 個別事業	個別事業の 評価結果	市民事業評価において出された意見			取組内容	
① 印刷広報事業	再構築	<p>① 経費の削減という観点から「タブロイド判8ページ、月2回発行」という現状について、ページ数を増やし月1回発行にするなど、配布頻度のあり方を再考すること。</p> <p>② 広報紙に掲載できる情報量が限られている中、市民に読まなければならないという前提のもと、担当課や市民からの原稿について、どのように優先順位付けしていくかを検討すること。</p>			<p>① 広報紙の発行回数を現行の月2回から1回にした場合、配布経費も含めると、単純計算的には経費減になると見込まれますが、記事量を踏まえたページ数の確定や原稿提出期限、作成日数等作成工程上の条件等を踏まえると発行回数の減は難しく、また、原稿提出期限が早まることにより、行政手続きや催しの記事等で、掲載できない若しくは時宜を失ってしまうことが想定され、読者にとっては適当ではないと考えています。しかし、経費節減を図っていくとの観点も踏まえ、平成 26 年度には市民意向調査を行い、その意向を受けて検討します。</p> <p>② 掲載する行政情報は様々な分野に別れており、一概に優先順位はつけにくいものですが、多くの方々が対象となるような情報、限られた方に個別にお知らせしている情報など整理を行いながら掲載していきます。</p>	
② 市政番組 放送事業	再構築	<p>③ 鎌倉 FM 放送株式会社への委託事業のあり方を見直すこと。</p> <p>④ 株式会社 JCN 鎌倉の視聴率や鎌倉 FM 放送の聴取率が捉えきれないが、動画であることや速報性があるという点を考えた場合、広報紙の補完的な位置付け以外のあり方を検討すること。</p>			<p>③ 市の広報にあつては、情報格差が生じないよう公平性の確保という観点から、全戸配布している広報紙を基幹としていますが、テレビ、ラジオ等様々な広報メディアを使って、より情報を入手しやすくしていくことも重要であることから、鎌倉エフエム放送を活用した番組放送委託については継続していきます。また、災害情報の伝達手段としても有用と考えられる一方、多くの方に聞いていただかなくてはその意義もないため、鎌倉エフエム放送に対し、株式会社として経営基盤の強化、聴取率の向上等についての対応を依頼していきます。</p> <p>④ JCN 鎌倉における放送番組については、職員が出演し様々な市の取組みについて説明・紹介するコーナー等既に視覚的に訴えることを意識した番組構成となっていますが、平成 26 年度からはテレビ映像というメディア特性をより活かす形で、構成、内容等を見直していきます。</p>	
③ ホームページ 関連事業	充実	<p>⑤ 市のホームページは、保守に係る経費を出来るだけ抑制しながら、必要に応じて経費を投入しながら充実させていくこと。</p> <p>⑥他の行政機関のホームページと比較すると、市外からのアクセス数が非常に多い中、どのようなコンテンツが有効かを検討すること。</p>			<p>⑤ ホームページの管理は、市の各部署が情報を公開・更新できるよう、その仕組みを整えており、システム利用・保守等の経費も縮減を図っているところですが、内容等についても改善・充実を図ってきたところであり、今後も時代のニーズを踏まえる中で、平成 26 年度はスマートフォン対応、動画の掲載、セキュリティ対策や SNS の充実等を図るための体制を確保しつつ、取り組んでいきます。</p> <p>⑥ ホームページのアクセス分析では、市外からのアクセスも多くなっている中、市民が勤務先で閲覧していることも想定されますが、市在住者、在勤者、在学者のほか観光客等様々な方が閲覧していることは確かであり、コンテンツに対する訪問状況や閲覧機器の状況等も参考にしながら、所管部署と連携を図り、コンテンツを充実していきます。</p>	

対象中事業名 (所管部署名)	中事業の 評価結果	市の取組方針	平成 25 年度 当初予算額 (A)	平成 26 年度 当初予算案 (B)	増減額 (B-A)	主な増減理由
放置自転車防止 事業 (まちづくり景観部 交通計画課)	統合・再構築	統合・再構築	46,800 千円	47,594 千円	794 千円	(増額) 放置自転車等防止対策業務委託料 1,235 千円 放置自転車等防止対策看板設置委託料 82 千円 (減額) アルバイト賃金 ▲142 千円 警告札等印刷 ▲416 千円
中事業を構成する 個別事業	個別事業の 評価結果	市民事業評価において出された意見			取組内容	
① 放置自転車対策 関連事業	再構築	<p>① 月単位で契約する利用者を増やしても、買い物等で一時的に停める自転車の数は減らない。モラルの問題もあるが、場所を確保しない限りは、警告札を延々と貼り続ける業務が発生するだけなので、月極めと一時利用に対応する駐輪場のバランスを考えながら、真に行うべき施策を実施すること。</p> <p>② 市民の立場としては、買い物等で店の近傍に自転車を止めたいが、土地がなくて無理ということであれば、その他の方法を検討すること。</p> <p>③ 自転車本体の価格が安くなっている中で、返還費用を上げると持ち主が取りに来なくなるということも考えられるが、他の自治体と比較しても安価なので、値上げすることについて検討すること。</p>			<p>①・② 駐輪需要の高い駅周辺での用地不足、市の厳しい財政状況から、新規自転車等駐車場の整備が難しい現状であることから、放置自転車等の多い店舗等の管理者に対して、店舗敷地内及び公共自転車等駐車場の利用を促すよう、今後も継続して要請していくことが重要であると考えています。一方で、放置自転車等をなくすためには、利用者一人ひとりがモラルを高め、マナーを守る意識の高揚が必要不可欠であるため、今後も、警告札の貼付、放置禁止区域の周知、自転車等駐車場の利用の呼びかけを継続的に行うことが重要であると考えます。なお、平成 25 年 9 月には、JR 鎌倉駅及び大船駅周辺の放置禁止区域内において、警察署等の関係団体と連携し、自転車等利用者を対象に自転車等の適正な利用を呼びかけるキャンペーンを新たに実施しており、来年度以降も継続して実施することで、自転車等利用者のモラル・マナーの向上に努めていきます。</p> <p>③ ご指摘のように、安価な自転車が流通する現状では、返還費用の値上げを行った場合、引取りに来ないケースが増加し、結果として自転車等廃棄費用の増加が想定されます。また、現在の保管場所の収容台数を超えた場合、新たな保管場所の整備費用が発生するという事態も考えられますが、市の厳しい財政状況を勘案し、平成 26 年度から返還料の引き上げに取り組んでいきます。</p>	
② 駐輪場管理運営 関連事業	再構築	<p>④ 大船駅西口交通広場自転車等駐車場のシステムを市内の他の駐輪場に転用できないかを検討すること。</p> <p>⑤ 採算性が合うことを前提としつつ、民間事業者へ権利を移転し、市が一定の補助を行うという方法で民間事業者へ大規模な駐輪場を用意してもらえないか、その可能性について検討すること。</p> <p>⑥ 過去の経緯は別にしても、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理・運営する鎌倉市内の駐輪場の収支を明確にするとともに、鎌倉市内の駐輪場の単独採算で新たな駐輪場が整備・運営できないか協議すること。</p>			<p>④・⑤・⑥ 市内駐輪場の管理・運営については、施設整備費、人件費等が確保できないため、市の直営管理は困難との判断から、指定管理者制度、PFI 事業、民間委託等を含め、各駐輪場で個別に検討を行っているところです。今後は、各駐輪場の収支状況を把握したうえで、市の財政負担が最も軽減される管理・運営方針を平成 26 年度中に決定するため、以下のとおり検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大船駅西口自転車等駐車場については、昭和 56 年の開設から 32 年が経過し、老朽化が進行しており、現在の施設状態では維持管理費が嵩み、駐輪場事業者が指定管理者募集に応える可能性が低いと判断しています。このため、現在建替えに向けた調整を行っているところです。 ・ 大船駅東口暫定第 1～第 3 自転車等駐車場及び大船駅西口仮設第 1 自転車駐車場については、再開発用地及び道路用地であり、一定期間の利用料金収入、事業収益等で整備費を償還する指定管理者制度、PFI 事業の導入は不相当と判断しています。このため、使用許可による民間事業者の管理・運営を予定しています。 ・ 北鎌倉サイクルパークについては、民間事業者数社に、駐輪ラック等の整備費を含めた指定管理の採算性を検討するよう依頼しており、この結果を踏まえ、管理・運営方針を決定します。 ・ 鎌倉駅西口第一自転車駐車場については、土地賃貸借契約に基づき、市が東日本旅客鉄道株式会社に賃借料を支払っています。駐輪場の管理・運営を行う公益財団法人自転車駐車場整備センターに対し、この賃借料相当額を負担するよう要請し協議を行った結果、平成 26 年度から賃借料相当額を土地使用料として、市に支払うことで合意を得ています。 ・ 鎌倉駅西口第二自転車駐車場及び大船駅東口自転車駐車場については、現行の公益財団法人自転車駐車場整備センターによる管理・運営と、指定管理者制度等の他の方法での管理・運営の比較検討を行っているところです。 	

対象中事業名 (所管部署名)	中事業の 評価結果	市の取組方針	平成 25 年度 当初予算額 (A)	平成 26 年度 当初予算案 (B)	増減額 (B-A)	主な増減理由												
消費者被害対策事業 (経営企画部 市民相談課)	統合・再構築	統合・再構築	15,843 千円	16,609 千円	766 千円	(増額) 相談員報酬 770 千円												
中事業を構成する 個別事業	個別事業の 評価結果	市民事業評価において出された意見			取組内容													
① 消費者啓発事業	再構築	<p>① 出前講座については、市民からの要望に応じて開催するだけでなく、実施回数や講座参加者数の目標値を掲げて取り組みを進めること。</p> <p>② 「広報かまくら」、「暮らしのニュース」、「生活の情報」という3つの広報媒体については、対象者の属性を正確に捉え、配架・配布方法を再検討すること。</p> <p>③ 「暮らしのニュース」、「生活の情報」について、発行部数が適正であるかを再検討し、費用とのバランスを考慮しながら、必要に応じて発行部数を増やすこと。</p>			<p>① 平成 24 年度に、出前講座等は年間 39 回行っていますが、平成 25 年度後半及び 26 年度からは、個々の活動目標を数値化し、計画的に実施していきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th> <th>平成 25 年度実績見込み・平成 26 年度計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動教室</td> <td>10 回(15 組から 20 名程度)</td> </tr> <tr> <td>出前講座</td> <td>20 回(5 名から 200 名程度)</td> </tr> <tr> <td>消費生活講座</td> <td>3 回(15 名から 40 名程度)</td> </tr> <tr> <td>消費生活展・消費生活ミニパネル展</td> <td>7 回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>②・③ 消費者被害の多くは、家庭訪問販売、電話勧誘販売であり、在宅時間の長い高齢者、障害者等が狙われやすい状況にあります。こうした方々へ消費者被害対策の情報を届けるために、自治・町内会内での回覧を呼びかけていきます。また、現在、広報・啓発に関する記事は、全てHPへ掲載し閲覧できますが、インターネット環境を持たない市民への重要な伝達方法の1つであることを念頭に置き、次のとおり、紙媒体の効果的な配架・配布方法を検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報かまくら」は、全世帯向け媒体であり、定期的に発行されていることから、掲載時にタイムリーな消費生活相談事例(全年齢が対象)を相談員が執筆し、年 9 回(15 日号は 1、5、8 月号発行なし)掲載します。また、余白等を利用した出前講座や消費生活相談の実施等センターのPRを行っていきます。 ・「暮らしのニュース」は、消費者団体や、出前講座での配布などを中心に活用している実態から、豊かで安全で堅実な消費生活を目指した「消費生活の基本的な情報」をテーマとしつつ、消費生活センターのPRも行います。記事については、主に識者に執筆を依頼し、各年齢層の目に触れるよう、平成 25 年度から直近の自治・町内会連合会総会で、自治・町内会での回覧を呼び掛けます。 ・「生活の情報」は、緊急性が必要とされる話題を中心に相談員が執筆し、HP等が閲覧できない人への情報伝達の役割を重視しながら、小回りの利く緊急対応を目的として公共施設で掲示・配布します。また、今後は配置先の拡大や出前講座でバックナンバーを配布するなど工夫を重ねるとともに、発行部数(A4 表裏 600 部)についても緊急性の視点から、必要に応じて増刷します。 ・今後、広報・啓発の事業効果の把握や目標設定に反映させるために、平成 25 年度から、来庁した相談者に「暮らしのニュース」、「生活の情報」についての入手経路や感想などを聞き取り、情報収集していきます。 		実施内容	平成 25 年度実績見込み・平成 26 年度計画	移動教室	10 回(15 組から 20 名程度)	出前講座	20 回(5 名から 200 名程度)	消費生活講座	3 回(15 名から 40 名程度)	消費生活展・消費生活ミニパネル展	7 回	計	40 回
		実施内容	平成 25 年度実績見込み・平成 26 年度計画															
移動教室	10 回(15 組から 20 名程度)																	
出前講座	20 回(5 名から 200 名程度)																	
消費生活講座	3 回(15 名から 40 名程度)																	
消費生活展・消費生活ミニパネル展	7 回																	
計	40 回																	
② 消費生活 相談事業	再構築	<p>④ 高齢者や、その他被害に遭いやすい方の属性を把握した上で、相談しやすい窓口となるような工夫を進めること。</p> <p>⑤ 市民に対して、より積極的に消費生活センターの PR を行うこと。その際、相談員が他機関にあっせんした 158 件のうち 142 件(89.8%)が解決したという指標は、センターの役割や意義を市民に伝えることに繋がるので、PR の一手法として活用すること。</p>			<p>④ 平成 24 年度の消費生活相談のうち、75%が電話によるものであることから、今後も電話やFAXを有効に活用し、消費生活センターに来所しなくても相談が完結するような方法に努めていきます。また、来所が困難な障害者等については、福祉・介護事業者と連携しながら、相談のしやすさをPRしていきます。更に、鎌倉市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡会が年4回発行する「みまもりガイド」の編集の支援をするなど、諸団体や事業者との関係構築に努めます。なおメールによる相談は、県民を対象に、かながわ中央消費生活センターが受けていることから、適宜案内します。</p> <p>⑤ 現在、自治・町内会を通じて、消費生活センターの連絡先を記載したマグネットステッカーの全戸配布を行っています。今後は、紙媒体を含めたあらゆる啓発の機会に、あっせんした相談の解決率が高いこと(89.8%)を表記するなど、相談統計の数値を速やかに見える化し、消費生活センターの役割や意義のPRに活用していきます。</p>													